

## 棚倉町子育て世代定住促進新築住宅補助金交付要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、棚倉町の定住人口の増加と子育て環境の充実を図り、活力あるまちづくりを推進するため、新築住宅の取得に係る固定資産税の一部に対し、棚倉町補助金等の交付等に関する規則（昭和57年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 町内に新たに建築した住宅で、台所、便所及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 定住 町内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(補助対象住宅)

第3条 対象住宅は、本町に定住することを目的として平成28年1月2日から平成32年1月1日に取得した新築住宅で次の各号に該当する住宅とする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6第1項若しくは第2項又は同法附則第15条の7第1項若しくは第2項の規定(以下「固定資産税減額規定」という。)による固定資産税の減額の対象となる住宅であること。
- (2) その者が居住を開始するまでの間、居住の用に供されたことのない住宅

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 最初の対象年度の属する年の4月1日において、18歳未満の子供を有する者、または配偶者を有する者で本人もしくは配偶者のいずれかが45歳未満の者であること。
- (2) 各対象年度において対象住宅に課された固定資産税の全額を指定された期限までに納付した者、かつ、同一世帯員全員がこれら以外の町税を滞納していないこと。
- (3) 対象住宅に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者であること。

2 対象住宅の所有権が共有の場合は、補助対象者の持分の割合が2分の1以上有する場合、交付対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度における対象住宅に係る固定資産税額であって固定資産税減額規定により減額された額とする。

(補助期間)

第6条 補助金の交付期間は、当初課税額が決定した年度から3年間とする。

(交付の申請等)

第7条 規則第4条で定める補助金の交付申請は、棚倉町子育て世代定住促進新築住宅補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、課税年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 固定資産税納税通知書(課税明細書)の写し
- (2) 世帯員全員の住民票の写し
- (3) 世帯員全員の納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 対象住宅の所有権が共有の場合は、1対象住宅で1申請とする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第7条第1項の規定に基づき棚倉町子育て世代定住促進新築住宅補助金交付決定(可否)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは棚倉町子育て世代定住促進新築住宅補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 町長は、必要と認めるときは、交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者の居住の状況等に関し、職員に実地調査を行わせることができるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、文書でその者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい

て、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年1月2日から平成32年1月1日までに新築等をした住宅について適用する。